定　款

Japan Eyewear Holdings株式会社

定　款

第１章　　総　則

（商号）

第１条　　当会社は、Japan Eyewear Holdings 株式会社と称し、英文では、Japan Eyewear Holdings Co., Ltd. と表示する。

（目的）

第２条　　当会社は、次の各号に掲げる事業を営む会社（外国会社を含む。）、組合（外国における組合に相当するものを含む。）その他これに準ずる事業体の株式又は持分を所有することにより、当該会社等の事業活動を支配又は管理することを目的とする。

(1) 眼鏡類、サングラスの企画、製造、販売

(2) 時計、貴金属の企画、製造、販売及び日用品雑貨の販売

(3) 前各号及びコンタクトレンズ、光学機器の加工、修理、小売販売

(4) 前各号に関連する商品の輸出入販売

(5) 株式・社債等、有価証券への投資、保有及び運用

(6) 前各号に付帯又は関連する一切の事業

２．当会社は、前項各号の事業及びこれに付帯又は関連する一切の事業を営むことができる。

（本店の所在地）

第３条　　当会社は、本店を福井県鯖江市に置く。

（公告の方法）

第４条　　当会社の公告方法は、電子公告により行う。 ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告ができない場合の公告方法は、日本経済新聞に掲載する方法とする。

（機関構成）

第５条　　当会社は、株主総会及び取締役のほか、取締役会、監査等委員会及び会計監査人を設置する。

第２章　　株　式

（発行可能株式総数）

第６条　　当会社の発行可能株式総数は、９，０００万株とする。

（単元株式数）
第７条　　当会社の１単元の株式数は、１００株とする。

（単元未満株主の権利制限）
第８条　　当会社の単元未満株主は、次の各号に掲げる権利以外の権利を行使することができない。
(1) 会社法第１８９条第２項各号に掲げる権利
(2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利
(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利

（株主名簿管理人）
第９条　　当会社は、株主名簿管理人を置く。
２．株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。
３．当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びにこれらの備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当会社においては取り扱わない。

（株式取扱規程）
第１０条　　当会社の株式及び新株予約権に関する取扱い及び手数料は、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第３章　　株主総会

（招集）
第１１条　　当会社の定時株主総会は、毎事業年度の終了後３か月以内に招集し、臨時株主総会は、その必要がある場合に随時これを招集する。

（定時株主総会の基準日）
第１２条　　当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年１月３１日とする。

（招集権者及び議長）
第１３条　　株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によってその招集を決定し、代表取締役社長が招集する。ただし、代表取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。

２．株主総会においては、代表取締役社長が議長となる。ただし、代表取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長となる。

（電子提供措置等）

第１４条　当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

２．当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めたものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

（決議の方法）

第１５条　株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

２．会社法第３０９条第２項に定める株主総会の決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の３分の２以上をもって行う。

（議決権の代理行使）

第１６条　株主は、当会社の議決権を有する他の株主１名を代理人として、その議決権を行使することができる。

２．前項の株主又は代理人は、株主総会毎に、代理権を証する書面を提出しなければならない。

（議事録）

第１７条　株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録する。

第４章　取締役及び取締役会

（取締役の員数）

第１８条　当会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、８名以内とする。

２．当会社の監査等委員である取締役は、５名以内とする。

（取締役の選任方法）

第１９条　取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会によって選任する。

２．取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

３．取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

（取締役の任期）

第２０条　　取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

２．監査等委員である取締役の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

３．任期満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

４．補欠の監査等委員である取締役の予選の効力は、当該予選に係る決議後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会開始の時までとする。

（代表取締役及び役付取締役）

第２１条　　当会社は、取締役会の決議によって、取締役（監査等委員であるものを除く。）の中から代表取締役１名以上を選定する。

２．当会社は、取締役会の決議によって、取締役（監査等委員であるものを除く。）の中から、代表取締役社長１名を定めるほか、代表取締役会長１名及びその他の役付取締役を定めることができる。

３．代表取締役社長は、当会社の業務を統轄する。

（取締役会の招集権者及び議長）

第２２条　　取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表取締役社長が招集する。

２．代表取締役社長は取締役会の議長となる。

３．代表取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

（取締役会の招集通知）

第２３条　　取締役会の招集通知は、会日の３日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

２．取締役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開くことができる。

（取締役会の決議の方法）

第２４条　　取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

（取締役会の決議の省略）

第２５条　　当会社は、取締役が提案した取締役会の決議の目的である事項について取締役（当該事項につき議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

（取締役への委任）

第２６条　　当会社は、会社法第３９９条の１３第６項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第５項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。

（取締役会規程）

第２７条　　取締役会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規程による。

（取締役の報酬等）

第２８条　　取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

（取締役の責任免除）

第２９条　　当会社は、会社法第４２６条第１項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

２．当会社は、会社法第４２７条第１項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

（取締役会の議事録）

第３０条　　取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した取締役が記名押印又は電子署名する。

第５章　　監査等委員会

（常勤の監査等委員）

第３１条　　監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。

（監査等委員会の招集通知）

第３２条　　監査等委員会の招集通知は、会日の３日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

２．監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査等委員会を開くことができる。

（監査等委員会の決議の方法）

第３３条　　監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

（監査等委員会規程）

第３４条　　監査等委員会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

（監査等委員会議事録）

第３５条　　監査等委員会における議事の経過の要領及び結果並びにその他法令で定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した監査等委員が記名押印又は電子署名する。

第６章　　会計監査人

（会計監査人の選任方法）

第３６条　　会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

（会計監査人の任期）

第３７条　　会計監査人の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

２．会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。

（会計監査人の報酬等）

第３８条　　会計監査人の報酬等は、代表取締役社長が監査等委員会の同意を得て定める。

第７章　　計　算

（事業年度）

第３９条　　当会社の事業年度は、毎年２月１日から翌年１月３１日までの年１期とする。

（剰余金の配当等の決定機関）

第４０条　　当会社は、剰余金の配当等会社法第４５９条第１項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。

（剰余金の配当の基準日）

第４１条　　当会社の期末配当金の基準日は、毎年１月３１日とする。

２．当会社の中間配当金の基準日は、毎年７月３１日とする。

３．前２項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

（配当の除斥期間）

第４２条　　配当財産（中間配当金を含む。）が金銭である場合は、支払開始の日から満３年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

２．未払の期末配当金及び中間配当金には、利息をつけない。

第８章　　附　則

（電子提供措置に関する経過措置）

第４３条　　変更後定款第１４条（電子提供措置等）の新設は、当会社が振替株式（社債、株式等の振替に関する法律に規定する振替株式）を発行する会社となった日から効力を生ずるものとする。なお、本経過措置規定は同日をもってこれを削除する。